

聖籠町職員の給与に関する条例及び聖籠町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月30日

聖籠町長 西脇道夫

### 聖籠町条例第3号

聖籠町職員の給与に関する条例及び聖籠町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

(聖籠町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 聖籠町職員の給与に関する条例(昭和36年聖籠町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第16条の5第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第16条の6第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第16条の8第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第18条第5項中「前4項」を「前各項」に改め、同条第6項中「当該各項」を「これらの規定」に改め、「若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項」を「それぞれ第2項又は第3項の規定」に改める。

(聖籠町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第2条 聖籠町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年聖籠町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号中「禁固」を「禁錮」に改め、同号を第1号とし、第3号中「免職の」の前に「懲戒」を加え、同号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第5条第2項第1号中「前条第3号」を「前条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。